

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【事業年度】 第60期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

【会社名】 株式会社協和日成

【英訳名】 KYOWANISSEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村 眞 隆

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神南一丁目8番10号

【電話番号】 03(3464)0121(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部経理部長 佐々木 秀 一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神南一丁目8番10号

【電話番号】 03(3464)0121(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部経理部長 佐々木 秀 一

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
（東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）
（株）協和日成 神奈川支店
（神奈川県川崎市高津区末長1437番地14）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第60期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) <省略>

(訂正後)

(1)～(9) <省略>

(10)取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。